

相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、別表に掲げる専門部会ごとに、協議会を構成する市町（以下「関係市町」という。）の部長相当職又は課長相当職をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を主宰し、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が必要に応じて開催する。

2 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係市町の職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する専門部会の部会長と協議の上、合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第5条 部会長は、必要に応じ、専門部会に分科会を置くことができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 各専門部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、幹事会の幹事長が指定した部会員が開催する。

別表（第2条関係）

専 門 部 会
企画部会

総務部会
財務部会
保健福祉部会
保健所部会
市民部会
経済部会
環境保全部会
環境事業部会
都市部会
建築部会
土木部会
管理部会
学校教育部会
生涯学習部会
議会部会
選挙管理委員会部会
監査委員部会
農業委員会部会
消防部会
会計部会